

介護予防・日常生活支援総合事業サービスにかかる事務取り扱いについて(概略)  
(サービス提供事業所向け)

平成28年9月 山口市 高齢福祉課

【1】平成28年10月からの事務取り扱いについて

山口市では、平成28年10月1日から、介護予防給付のうち、「訪問介護」「通所介護」及び介護予防事業(二次予防通所型)を利用されている方の取り扱いが下記のとおりとなります。

①～③の方から「介護予防・日常生活支援総合事業」のサービス利用が開始されます

- ①平成28年10月1日以降介護保険の**新規申請をされ、「要支援1・2」に認定された方**
- ②介護保険の更新で、平成28年10月1日から「**要介護**」→「**要支援1・2**」に認定された方
- ③平成28年10月1日以降に「**基本チェックリスト**」で「**事業対象者**」になられた方

※一次通所型介護予防事業・二次通所型介護予防事業は平成28年9月30日で廃止されます。

注1)平成28年9月30日から引き続き、10月1日以降も、要支援1・2の認定の有効期間があり、サービスを利用されている方は、H29年4月1日からの更新時に順次「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」から総合事業の「訪問型サービス」「通所型サービス」へ移行します。

【参考】平成28年9月まで

ケアマネジメントの種別	利用者	限度額	サービス内容		請求先
			サービスコード	名称	
介護予防支援	要支援1・2	要支援1 5,003単位 要支援2 10,473単位	61△△△△ 65△△△△	介護予防訪問介護 介護予防通所介護	国保連合会
介護予防 ケアマネジメント	基本チェック リスト該当 者	/	/	・一次予防通所型介護予防事業 ・二次予防通所型介護予防事業 ・体と脳の機能アップ教室 ・足腰機能アップ教室(施設型) ・運動機能ショートプログラム(教室型)	山口市

【概略】平成28年10月～平成30年3月末までは、下記の利用パターンが想定されます

ケアマネジメントの種別	利用者	限度額	サービス内容		請求先
			サービスコード	名称	
介護予防支援	H28年9月30日 から引き続き 要支援1・2	要支援1 5,003単位 要支援2 10,473単位	61、65	介護予防訪問介護 介護予防通所介護  ※平成30年3月31日まで	国保連合会
介護予防支援 (他の予防給付と併用)	H28年10月1日 から 新規認定の 要支援1・2	要支援1 5,003単位 要支援2 10,473単位	A1,A2,A3 A5,A6,A7	訪問型サービス(みなし、独自) 通所型サービス(みなし、独自) 通所型サービスC(短期集中) 訪問型サービスC(短期集中)	国保連合会  山口市
介護予防ケア マネジメント (他の予防給付利用なし)					
介護予防ケア マネジメント	基本チェック リストによる 事業対象者	5,003単位 (例外的に 10,473単位)			

※訪問型・通所型サービスCを利用する場合のみ

※基本チェックリストによる「事業対象者」にも、「介護保険被保険者証」(山口市の様式と同一)が発行されます。

※40歳～64歳の2号被保険者の方は、要支援認定のある方のみ利用できます。

※総合事業のサービス以外の介護保険のサービスが必要になった場合は要支援認定が必要です。

※利用料は、予防給付と同様、「負担割合証」に記載の負担割合(1割または、2割)です。

ただし、サービスの種類によっては1回ごとの利用料が設定されているものもあります。

**【2】サービスの種類**

総合事業によるサービスの種類は下記のとおりとなります。

サービス種類	サービス	事業所の基準	単価
A1(訪問型/みなし) A5(通所型/みなし)	平成27年3月31日までに指定介護予防訪問介護または指定介護予防通所介護の指定を受けた事業所が行う現行の訪問介護・通所介護相当サービス	国が定める基準	国が定める単価
A2(訪問型/独自) A6(通所型/独自)	平成27年4月1日以降に指定介護予防訪問介護または指定介護予防通所介護の指定を受けた事業所が行う現行の訪問介護・通所介護相当サービス	国が定める基準	国が定める単価以下
A3(訪問型/独自/定率) A7(通所型/独自/定率)	市町村が独自に定めた基準により指定を受けた事業所が行う訪問型・通所型サービス	市町村が定める基準	市町村が定める単価

- ① A3、A7のサービスコードや単位数は山口市が独自に決定します。
- ② 平成27年4月1日以降に指定介護予防訪問介護・通所介護の指定を受けた事業所は「みなし」指定がされていません。(A1、A5のサービスコードの利用は不可)現行の訪問介護・通所介護相当サービスを提供される場合はA2、A6として指定を受ける必要があります。
- ③ 同一のサービスコードであっても、市町村によってサービス種類や内容、単位数が異なりますのでご注意ください。また、サービスの種別によって請求先が異なります。
- ④ サービス内容によっては併用が認められないものがあります。

サービス種別	訪問型(みなし/独自)	訪問型A-①(指定事業者)	訪問型A-②(一般事業者)	訪問型B(たすけあい)	訪問型C(短期集中)	通所型(みなし/独自)	通所型A-①(体と脳の機能アップ)	通所型A-②(足腰機能アップ)	通所型A-③(教室型運動ショート)	通所型B(元いきいきひろば)	通所型C(短期集中)
訪問型(みなし/独自)		X	X	O	O	O	O	O	O	O	O
訪問型A-①(指定事業者)	X		X	O	O	O	O	O	O	O	O
訪問型A-②(一般事業者)	X	X		O	O	O	O	O	O	O	O
訪問型B(たすけあいのサービス)	O	O	O		O	O	O	O	O	O	O
訪問型C(短期集中)	O	O	O	O		X	X	X	X	X	O
通所型(みなし/独自)	O	O	O	O	X		X	X	X	X	X
通所型A-①(体と脳の機能アップ)	O	O	O	O	X	X		X	X	X	X
通所型A-②(足腰機能アップ)	O	O	O	O	X	X	X		X	X	X
通所型A-③(教室型運動ショート)	O	O	O	O	X	X	X	X		X	X
通所型B(元いきいきひろば)	O	O	O	O	X	X	X	X	X		X
通所型C(短期集中)	O	O	O	O	O	X	X	X	X	X	

**【参考】想定される利用サービス及び請求先**

★=限度額管理対象サービス

ケアマネジメントの種別	利用者	限度額	サービス種別		請求先
			サービスコード	サービス(名称)	
現行	介護予防支援	要支援1 5,003単位 要支援2 10,473単位	61△△△△ 65△△△△	★介護予防訪問介護 ★介護予防通所介護	国保連合会
新規で要支援認定	介護予防支援 ※他の介護予防サービスと併用する場合	要支援1 5,003単位 要支援2 10,473単位	A1□□□□ A2□□□□ A3□□□□ A5□□□□ A6□□□□ A7□□□□	★訪問型サービス(みなし) ★訪問型サービス(独自) ★訪問型サービス(独自/定率A-①) (指定事業者訪問型サービス) ★通所型サービス(みなし) ★通所型サービス(独自) ★通所型サービス(独自/定率A-①、②) (A-①体と脳の機能アップ教室) (A-②足腰機能アップ教室) ★通所型サービスC(短期集中通所型)	国保連合会
	介護予防ケアマネジメント(原則的) ※他の介護予防サービスとの併用がなく、総合事業のサービスのみ利用する場合	※訪問型サービスC・通所型サービスCは限度額管理対象サービス	業務委託のためサービスコードなし	・訪問型サービス(独自/定率A-②) (一般事業者訪問型サービス) ・通所型サービスA-③ (教室型運動機能ショートプログラム) ★訪問型サービスC(短期集中訪問型)	山口市
			運営費補助のためサービスコードなし	・訪問型サービスB (たすけあいの生活支援サービス) ・通所型サービスB (元いきいきひろば)	山口市

ケアマネジメントの種別	利用者	限度額	サービス種別		請求先
			サービスコード	サービス内容(名称)	
基本 チエック リスト 対象者	介護予防ケアマネジメント(原則的)	事業対象者 5,003単位 ※訪問型サービスC・通所型サービスCの利用期間のみ例外的に、10,473単位	A1□□□□	★訪問型サービス(みなし)	国保連合会
			A2□□□□	★訪問型サービス(独自)	
			A3□□□□	★訪問型サービス(独自/定率A-①) (指定事業者訪問型サービス)	
			A5□□□□	★通所型サービス(みなし)	
			A6□□□□	★通所型サービス(独自)	
			A7□□□□	★通所型サービス(独自/定率A-①、②) (A-①体と脳の機能アップ教室) (A-②足腰機能アップ教室)	
			業務委託のためサービスコードなし	★通所型サービスC(短期集中通所型) ・訪問型サービス(独自/定率A-②) (一般事業者訪問型サービス) ・通所型サービスA-③ (教室型運動機能ショートプログラム) ★訪問型サービスC(短期集中訪問型)	山口市
			運営費補助のためサービスコードなし	・訪問型サービスB (たすけあいの生活支援サービス) ・通所型サービスB (元氣いきいきひろば)	山口市
	介護予防ケアマネジメント(簡略化)	事業対象者	業務委託のためサービスコードなし	・訪問型サービスA-② (一般事業者訪問型サービス) ・通所型サービスA-③ (教室型運動ショートプログラム)	山口市
	介護予防ケアマネジメント(初回のみ)	事業対象者	運営費補助のためサービスコードなし	・訪問型サービスB (たすけあいの生活支援サービス) ・通所型サービスB (元氣いきいきひろば)	山口市

### 【3】請求に関する様式について

国保連合会への請求は、下記の様式を使用

様式番号	様式名	内容(平成27年4月改正)
様式第一の二	介護予防・日常生活支援総合事業費請求書	<新様式> 「様式第二の三」に対する請求書
様式第二の三	介護予防・日常生活支援総合事業費明細書	<新様式> 総合事業費にかかる請求明細書
様式第七の三	介護予防・日常生活支援総合事業費明細書 (介護予防ケアマネジメント費)	
様式第十一	給付管理票	

※委託による事業所の場合は、山口市へ請求を行って頂く「請求書」を別に提示します。

### 【4】住所地特例施設入居者(他市が保険者)が市内事業所を利用する場合

住所地特例施設に入居されている対象者は、平成28年10月1日以降は山口市の総合事業の利用が可能です。国保連合会への請求にあたっては、請求明細書の「(住所地特例対象者)事業費明細欄」へ記載して請求を行ってください。

また、委託事業者のサービスを利用された場合は、連合会への請求ができませんので、「山口市」へ請求を行ってください。

#### 【住所地特例施設入居者に対して提供されるサービス】

	「保険者」市町村の実施状況	「住所地特例施設所在地」市町村の実施状況	住所地特例施設入居者が利用できるサービス
パターン1	予防給付	予防給付	予防給付
パターン2	予防給付	総合事業開始	総合事業
パターン3	総合事業開始	予防給付	予防給付
パターン4	総合事業開始	総合事業開始	総合事業

## 【5】月額包括報酬の日割り請求の取り扱い

予防給付と介護予防・日常生活支援総合事業の実施にあたり、「日割」の取り扱いが異なります。山口市ホームページに掲載のPDFファイル資料(月額包括報酬の日割り請求にかかる適用P4～5)を参照してください。

## 【6】公費負担について

介護予防・日常生活支援総合事業においても下記のとおり「公費負担」の適用があります。

サービス種別	81:原爆助成	25:中国残留邦人等	21:生活保護
A1 訪問型サービス(みなし)	○	○	○
A2 訪問型サービス(独自)	○	○	○
A3 訪問型サービス(独自/定率)		○	○
A5 通所型サービス(みなし)	○	○	○
A6 通所型サービス(独自)	○	○	○
A7 通所型サービス(独自/定率)		○	○
AF 介護予防ケアマネジメント		○	○

※「訪問型サービス A1(みなし)、A2(独自)」に対する原爆助成については、「低所得者」の方が対象です。

## 【7】住民票がある市町村と居住している市町村が異なる場合の請求について

### (1)「他市に住民票」があり、「実際には山口市に居住」している方の場合

「住民票」がある市町村が「保険者」となりますので、住民票のある市町村へ総合事業の実施状況について確認が必要です。(住所地特例施設であっても、施設に住民票を異動していない場合はこの扱いになります)

#### ①「実施している場合」

サービス提供事業所が住民票のある市町村(保険者)の(総合事業の)事業所指定を受ける必要があります。  
(ただし、A1、A5のみなし指定を受けている事業所は除く)  
住民票がある市町村(保険者)のサービスコードを利用して請求を行います。  
介護予防ケアマネジメント費は住民票のある市町村(保険者)へ請求を行います。

#### ②「実施していない場合」

従来どおりの「予防給付」による請求の取り扱いです。

### (2)「山口市に住民票」があり、「実際には他市に居住」している方の場合

次の場合は、他市において総合事業のサービスを利用することが可能です。

- ① 山口市で「要支援認定」もしくは、「事業対象者」として認定されていること。
- ② 他市の「サービス提供事業所」が山口市の総合事業の事業者指定を受けていること。  
(ただし、A1、A5のみなし指定を受けている事業所は除く)